

4 教育公務員に適用する懲戒処分の標準例・処分量定一覧

平成16年7月13日横浜市教育委員会議決

事 由		処 分 量 定			
		戒 告	減 給	停 職	免 職
一般 服 務 関 係	守秘義務違反				
	公務の運営に重大な支障を生じさせた場合				
	個人情報の不当利用				
	勤務態度不良				
	公務の運営に重大な支障を生じさせた場合				
	パソコン・インターネットの不正利用				
	違法な政治的行為(国公法102条・人事院規則14-7違反)				
	公職選挙法、政治資金規制法違反				
	違法な職員団体活動				
	営利企業等従事				
	欠勤(7日以内)				
	8日以上14日以内				
	15日以上				
	休暇・職免の虚偽申請				
	職場内秩序びん乱				
	虚偽報告				
	セクシュアル・ハラスメント				
	収賄				
供応					
不適切な 行為 として 教育 公務員	児童・生徒等の個人情報等の不適切な管理				
	校外学習、部活動指導中の飲酒等の不適切行為				
	他教員等の明白な非違行為等を容認した場合				
	その他、教育公務員として不適切な指導を行った場合				
	本市教育に対し、重大な信用失墜を与えた場合				
体 罰 等	児童・生徒に体罰を行い負傷させた (精神的な後遺症を与えた場合も含む)	処分歴有り			
		処分歴無し			
	児童・生徒に体罰を行ったが負傷には 至っていない (精神的な苦痛を与えた場合も含む)	処分歴有り			
		処分歴無し			
	児童・生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った				
処分歴には、文書訓戒・嚴重注意も含む。 障害度、苦痛度、手段、指導経過、事後処理、司法の措置等の内容によっては、量定を加重及び軽減する。 侮蔑的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な行為については、この体罰の量定に準じて扱う。					
わいせつ 等 行為	強制わいせつ				
	淫行				
	痴漢行為				
	その他わいせつな行為(盗撮・のぞき等)				
	ストーカー行為				
	児童・生徒に対する行為については、原則として免職。				

4 教育公務員に適用する懲戒処分の標準例・処分量定一覧

平成16年7月13日横浜市教育委員会議決

事 由		処 分 量 定				
		戒 告	減 給	停 職	免 職	
取 公 扱 金 い ・ 関 係 品	横領・窃取・詐取					
	紛失・盗難					
	物品損壊					
	故意又は重大な過失のある時					
	出火・爆発					
	故意又は重大な過失のある時					
	諸給与の違法支払・不適正受給					
	公金及び物品等の処理不適正					
そ の 他 の 公 務 外 非 行 関 係	放火・殺人					
	傷害					
	暴行・けんか					
	器物損壊(故意の場合)					
	窃盗・詐欺・恐喝					
	賭博・ノミ行為					
	胴元としての行為を果たした場合					
	麻薬・覚醒剤等の所持又は使用					
交 通 事 故 関 係	公 務 中	死亡又は重篤な傷害				
		措置義務違反等がある場合				
		傷害				
		措置義務違反等がある場合				
		物損				
		措置義務違反等がある場合				
	悪質な交通法規違反					
	飲 酒	事故を起こした場合				
		飲酒運転				
		飲酒運転の容認等				
		飲酒運転は原則として免職。 ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができる。				
	一 般	死亡又は重篤な傷害				
		措置義務違反等がある場合				
		傷害				
措置義務違反等がある場合						
物損(措置義務違反がある場合)						
悪質な交通法規違反						
監督責任関係						